

日高市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、口腔^{くわう}の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、市民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する施策の基本的な事項を定め、市の歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市の歯科口腔保健に関する施策は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うこと及び歯科疾患を早期に発見し早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の役割）

第4条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

（歯科医療等業務従事者の役割）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る

業務に従事する者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第6条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関は、市が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員の歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の従業員が取り組む歯と口腔の健康づくりの支援に努めるものとする。

(基本的な施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するための基本的な施策として、次に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及に関する施策
- (2) 定期的に歯科検診を受けることの勧奨に関する施策
- (3) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な者が、定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- (4) 歯科疾患の効果的な予防のための措置に関する施策
- (5) 口腔の健康に係る定期的な調査に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が歯科口腔保健を推進するために必要な施策

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。